

その他改正事項

- (1) JIS規格改廃に伴う改正 (3-1 劣化対策等級)
S造の防錆措置について、JIS改廃を反映した改正を行う。
- (2) 杭状改良地盤の表示基準の追加 (1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)
杭状改良地盤の場合、許容支持力度(kN/m^2)又は許容支持力($\text{kN}/\text{本}$)を表示することとする。
- (3) 居室の天井に設置される自動火災報知設備について (2-1 感知警報装置設置等級)
等級4において、居室の天井に設置される自動火災報知設備について、天井高さ8mまで熱式も可とする。
- (4) 基礎の高さの取り扱い (3-1 劣化対策等級)
地面から基礎上端又は土台下端までのいずれか高い方の高さが400mm以上であることとする。
- (5) RM造(鉄筋コンクリート組積造)の劣化対策等級の設定 (3-1 劣化対策等級)
RM造について、鉄筋コンクリート造の一部として、評価基準を追加する。
- (6) 共用排水管の横主管の掃除口間隔の取り扱い (4-2 維持管理対策等級(共用配管))
10m以内とされている掃除口間隔について、一定の条件下の場合にあっては、15m以内でも可とする。
- (7) 乾式二重床構造等のみなし仕様の追加 (8-1 重量床衝撃音対策等級)
相当スラブ厚を算出する際の乾式二重床構造等のみなし仕様を追加する。
- (8) 回り階段の勾配と両側手すりの取扱い (9-1 高齢者等配慮対策等級)
回り階段部の勾配と両側手すりの取扱いについて、明確化する。

(意見数:8件)

○杭状改良地盤の表示基準の追加 について(1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
杭状改良地盤の表示について、解説書などで具体的に示していく必要がある。	ご意見を踏まえ、今後、解説書等により周知。

○基礎の高さの取り扱いについて (3-1 劣化対策等級)

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
基礎の高さの取扱いについて、「いずれか高い方」という表現を用いた場合、住宅の全周のうち最も低いところで測定する旨が分かりにくくなるため、明確にすべき。	ご意見を踏まえ、高さの定義を明確化。

○共用排水管の横主管の掃除口間隔の取り扱い (4-2 維持管理対策等級(共用配管))

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
共用排水管の横主管の掃除口間隔については、高圧洗浄などの管清掃技術が進歩した現在、一定条件下で15m以内まで緩和することは妥当な判断であるが、管清掃に支障がある場合は、間隔を10mとすることの他、管清掃に支障が出やすい箇所には設けることに留意することが重要。	ご意見を踏まえ、今後、解説書等により周知。

その他改正事項(改正案)

- (1) JIS規格改廃に伴う改正 (3-1 劣化対策等級)
S造の防錆措置について、JIS改廃を反映した改正を行う。
- (2) 杭状改良地盤の表示基準の追加 (1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)
杭状改良地盤の場合、許容支持力度(kN/m^2)又は許容支持力($\text{kN}/\text{本}$)を表示することとする。
- (3) 居室の天井に設置される自動火災報知設備について (2-1 感知警報装置設置等級)
等級4において、居室の天井に設置される自動火災報知設備について、天井高さ8mまで熱式も可とする。
- (4) 基礎の高さの取り扱い (3-1 劣化対策等級)
地面から基礎上端又は土台下端までのいずれか高い方の全ての高さが400mm以上であることとする。
- (5) RM造(鉄筋コンクリート組積造)の劣化対策等級の設定 (3-1 劣化対策等級)
RM造について、鉄筋コンクリート造の一部として、評価基準を追加する。
- (6) 共用排水管の横主管の掃除口間隔の取り扱い (4-2 維持管理対策等級(共用配管))
10m以内とされている掃除口間隔について、一定の条件下の場合にあっては、15m以内でも可とする。
- (7) 乾式二重床構造等のみなし仕様の追加 (8-1 重量床衝撃音対策等級)
相当スラブ厚を算出する際の乾式二重床構造等のみなし仕様を追加する。
- (8) 回り階段の勾配と両側手すりの取扱い (9-1 高齢者等配慮対策等級)
回り階段部の勾配と両側手すりの取り扱いについて、明確化する。

※下線部分は前回からの修正箇所

※消費者委員会(8/27)において、(2)に係る日本住宅性能表示基準について審議・議決

施行時期

○公布日より施行予定